

認定シンボル使用規則

JAB N410:2011

第 13 版 : 2011 年 10 月 1 日
第 1 版 : 1993 年 11 月 1 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲	3
2. 関係文書 (RELATED DOCUMENTS)	3
2.1 引用文書(NORMATIVE DOCUMENTS)	3
2.2 関連文書 (REFERENCES)	3
3. 用語の定義.....	3
3.1 認定シンボル	4
3.2 本協会のロゴ	4
3.3 認定番号.....	4
3.4 清刷.....	4
4. 認定シンボルの表示.....	4
5. 認定シンボルの使用.....	7
6. 清刷	7
6.1 清刷の使用	7
6.2 清刷の管理	7
7. 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小.....	8
7.1 認定の一時停止	8
7.2 認定取消し	8
7.3 認定範囲縮小	8
8. 認定証の管理	8
8.1 認定証の保管	8
8.2 認定証の使用	8
8.3 認定証の回収	9
9. 違反に対する処置	9
附属書A 認証機関に対する規定	10
附属書B 試験所・校正機関及び臨床検査室に対する規定.....	11
附属書C 検査機関に対する規定	15
附属書D 温室効果ガス妥当性確認・検証機関に対する規定	18
附属書E 標準物質生産者に対する規定.....	21
附属書F IAF MLAマーク使用に関する規定	21
附則	
附則1. 2012年3月31日まで、試験所・校正機関、臨床検査室及び検査機関が使用できる認定シンボル	27
附則2. 認証機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関に対する本文書の適用について	27

1. 適用範囲

この規則は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）によって認定された認証機関、試験所・校正機関、臨床検査室、検査機関、温室効果ガス妥当性確認・検証機関及び標準物質生産者（以下、総称する場合、「機関」という）が本協会の認定シンボルを使用する場合の表示、適用条件等及び本協会から認定を受けているという地位の言及について定める。

また、上記の各機関に係る固有の規定、また、国際認定フォーラム（International Accreditation Forum, Inc.: 略称 IAF）多国間相互承認協定（MLA）グループ内、及び国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation: 略称 ILAC）相互承認協定（MRA）グループ内における各審査プログラムの同等性を、当該機関が発行する認証文書及びその他の文書又はウェブサイトに表示する場合の規定は、各附属書に定める。

2. 関係文書（Related documents）

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト（www.jab.or.jp）で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書(Normative documents)

次に掲げる文書は、この規則に引用されることによって、この規則の一部を構成する。

JIS Q 9000:2006 (ISO 9000:2005)	品質マネジメントシステム－基本及び用語
JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004)	適合性評価－用語及び一般原則
JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004)	適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JAB MS200	マネジメントシステム認証機関の認定の手順
IAF ML2:2011	General Principles on the use of the IAF MLA Marks Issue 2

備考：この規則の本文に対応する JIS Q 17011:2005 の条項番号は、【17011 x.x】のように表示している。

2.2 関連文書（References）

JIS Q 17030:2004 (ISO/IEC 17030:2003)	適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項
---------------------------------------	--------------------------

3. 用語の定義

この規則で用いる主な用語の定義は、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。

3.1 認定シンボル

機関がその認定の地位を示すために、本協会によって交付されるシンボル。

3.2 本協会のロゴ

本協会の登録商標であり(商標登録第4343631号)、単独での使用が本協会に限られるロゴ。本協会のロゴの構成は図1に示すとおりである。



図1 本協会のロゴの構成

3.3 認定番号

適合性評価機関の種類に応じて付与される記号、及び認定した適合性評価機関に付与される固有の番号で表される。

適合性評価機関	認定番号の表記	認定プログラム略称
マネジメントシステム認証機関	CM xxx (3桁の数字)	JAB MS200 付表1に記載の略称
食品安全マネジメントシステム認証機関	CFS xxx (3桁の数字)	FSMS
要員認証機関	CP xxx (3桁の数字)	Personnel
製品認証機関	P xxxx (4桁の数字)	Product
試験所	RTL xxxxx (5桁の数字)	Testing
校正機関	RCL xxxxx (5桁の数字)	Calibration
臨床検査室	RML xxxxx (5桁の数字)	Medical
検査機関	RIB xxxxx (5桁の数字)	なし
温室効果ガス妥当性確認・検証機関	GHG xxx (3桁の数字)	Organization Verification Project Validation Project Verification
標準物質生産者	RMP xxxxx (5桁の数字)	Reference Material Producer

表1 適合性評価機関の種別ごとの認定番号及び認定プログラム略称一覧

3.4 清刷

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成された電子的画像データ。

4. 認定シンボルの表示

4.1 認定シンボルを表示する場合、図2に示すとおり、認定プログラム略称(検査機関の場

合はない)及び認定番号を組み合わせて表示しなければならない。ただし、マネジメントシステム、食品マネジメントシステム、要員、製品の各認証機関及び温室効果ガス妥当性確認・検証機関については、認定プログラム略称を表示しなくてもよい。認定シンボルの表示例は、図3に示すとおりである。

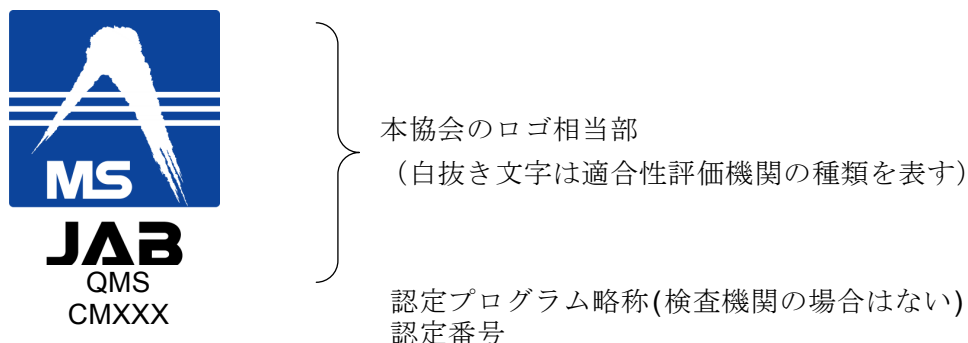


図2 認定シンボルの構成

- 4.2 認定シンボルを印刷物又はウェブサイトなどに表示する場合の色は次のとおりである。
- a) 上部の図形の背景は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC579、PANTONE 300C 又はそれら相当、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）を用いることを原則とする。青色に代えて黒色、灰色、金色又は銀色を使用することも可能とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下「JAB」の文字、認定プログラム略号及び認定番号の色は黒色とする。
 - b) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合は、a)に関わらず、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示してもよい。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。

4.3 認定シンボルの表示は、本協会によって認定シンボルの各要素が明瞭に認識されると判断されるものでなければならない。

〈マネジメントシステム〉



〈食品安全マネジメントシステム〉



〈要員認証〉



〈製品認証〉



〈試験所〉



〈校正機関〉



〈臨床検査室〉



〈検査機関〉



〈標準物質生産者〉



〈複数のマネジメントシステム〉



〈温室効果ガス 妥当性確認・検証〉



図 3 認定シンボルの表示例

5. 認定シンボルの使用

- 5.1 機関は、本協会と契約（以下、「認定契約」という）を締結した後に、本文書の規定に従い、認定シンボルを使用することができる。
- 5.2 機関は、認定シンボルの管理方針をもたなければならない。
- 5.3 機関は、認定の範囲内で発行する認証に関する文書、報告書又は証明書（以下、総称する場合、「認証文書等」という）に認定シンボルを使用することができる。
- 5.4 機関は、インターネット、文書、パンフレット又は広告のような通信媒体で認定に言及する場合、認定を受けている地位の表明に関する本協会の要求事項に完全に適合していなければならない。
- 5.5 機関は、認定に明確に含まれている事務所及び／又は部署に限り認定シンボルを使用することができる。
- 5.6 機関は、認定の有効期間内においてのみ認定シンボルを使用することができる。
- 5.7 認定の言及及び認定シンボルの使用においては、認定された範囲と認定されていない範囲とが誤解されない方法で行わなければならない。また、機関の認証の対象である製品、プロセス、システム又は要員が本協会によって承認されていると暗示するような方法を用いてはならない。

6. 清刷

6.1 清刷の使用

- 6.1.1 認定の授与が決定された後に、本協会から機関に認定シンボルの清刷を提供する。
- 6.1.2 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、印刷物用清刷の複製を使用し、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷の複製を使用しなければならない。
- 6.1.3 清刷は、本協会が提供した一体の状態で使用しなければならない。分解、組み替え等を行って使用してはならない。
- 6.1.4 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。
- 6.1.5 清刷は、解像度を低めるなど、本協会が提供した状態よりも画像を劣化させる改変を行ってはならない。

6.2 清刷の管理

- 6.2.1 機関は、本協会が提供した清刷を適切に管理しなければならない。

6.2.2 機関が、他者に本協会の清刷の複製を提供した場合、提供を受けた者に、清刷を適切に管理するよう要求しなければならない。

7. 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小

7.1 認定の一時停止

機関は、どのように決定されようと認定の一時停止があった場合、当該一時停止期間中において、認定の地位に言及しているすべての機関の広告物の使用を停止しなければならない。

7.2 認定取消し

7.2.1 認定を取消された機関は、認定の取消し時点以降、認定シンボルを使用できない。また、この場合、当該機関は、認定の取消し時点において認定シンボルを使用した該当文書等を廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を本協会に提出しなければならない。

7.2.2 認定を取消された機関は、認定取消し後速やかに、本協会が提供した清刷を、復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。

7.2.3 認定を取消された機関が、他者に、本協会の清刷の複製を提供した場合、認定取消し後速やかに、提供を受けた者に、清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去するよう要求しなければならない。

7.3 認定範囲縮小

機関は、認定範囲が縮小された場合、その縮小された認定範囲に関して、7.2 に従って処置をとらなければならない。

8. 認定証の管理

8.1 認定証の保管

交付された認定証、及び該当する場合、同レプリカは、機関が適切に保管を行わなければならない。機関が、認定証、及び該当する場合、同レプリカを紛失、損傷した場合には、機関は、速やかに本協会にその旨連絡しなければならない。

8.2 認定証の使用

8.2.1 一般事項

本協会から認定証、及び該当する場合、同レプリカを交付された機関は、これを適切な方法（例：認定された範囲について誤解を招くことのない方法）で使用しなければならない。

8.2.2 認定証のコピーの使用

認定証を機関が複写したもの（以下、「コピー」という）を使用する場合には、次の a) 及び b) に示す事項を満たし、適切に管理しなくてはならない。また、その上で顧客に

コピーを配布することができる。

a)認定証の記載事項が明瞭に認識されると判断されるものであること。

b)コピーであることの明示。

8.2.3 認定の一時停止に伴う認定証の使用

認定の一時停止により、認定範囲の全部又は一部について、認定が一時的に無効となった場合には、機関は、当該認定範囲に係る認定が有効であると誤解を招く方法で認定証を使用してはならない。

8.2.4 認定証の画像の使用

本協会から認定証を交付された機関は、適切な方法（例：認定された範囲について誤解を招くことのない方法）で、当該認定証の画像を説明書、宣伝資料などの印刷物及びウェブサイトなどに掲載することができる。

8.3 認定証の回収

認定証の改定版が交付された場合には、機関は、本協会の依頼に基づき、本協会に認定証の旧版、及び該当する場合、同レプリカ及び/又はコピー（顧客へ配布したコピーを除く）を速やかに返却するものとする。また、認定の取消しとなった場合には、機関は、本協会の依頼に基づき、本協会に認定証、及び該当する場合、同レプリカ及び/又はコピー（顧客へ配布したコピーを除く）を速やかに返却するものとする。

9. 違反に対する処置

本協会は、機関が本規定に違反した場合、是正処置の要求、認定シンボルの使用禁止、認定の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講ずる。

附属書 A 認証機関に対する規定

- A1. 認定シンボルは、機関のマークを近傍に置き、組合せで使用しなければならない。認定シンボルのみを単独で使用しているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。
- A2. 認定された範囲に複数のマネジメントシステムをもつ機関は、該当のマネジメントシステムに係る認定プログラム略号を組合せて表示した認定シンボルを使用することができる。ただし、特定のプログラムのみに関する認証文書に、当該プログラム以外のプログラムも表示された認定シンボルを使用することはできない。
- A3. 機関は、この規則に則った管理方針をもち、それに基づき被認証組織等に認定シンボルを使用させることができる。
製品認証機関は、認証した製品への認定シンボルの貼付を本協会が認めるとき、製品に貼付する認定シンボルの取り扱いについて本協会と協議することとする。
- A4. 機関は、認定の一時停止があった場合、当該一時停止期間中において、該当する初回認証又は認証の拡大に関する決定に伴った本協会の認定シンボル付きの認証文書等を発行してはならない。
また、本協会が、認定の一時停止の決定にあたり、本協会及び／又は認定システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させると判断し要求した場合、再認証の決定に伴った本協会認定シンボル付き認証文書等の再発行の停止、及び／又は既に発行された本協会の認定シンボル付き認証文書等の回収など必要な処置を実施しなければならない。
- A5. 認定の取消し又は認定範囲の縮小となった機関は、その対象となる認定範囲に係り、本協会の認定シンボル付き認証文書等を回収するものとし、影響を受けたすべての被認証組織等のリストを本協会に提出することとする。

附属書 B 試験所・校正機関及び臨床検査室に対する規定

B1. 一般

- B1.1 本協会は、認定試験所等が認定範囲内の試験・校正又は臨床検査（以下、「試験等」という）の結果だけの報告書又は証明書に認定シンボルを引用することを認める。また、認定試験所等の報告書又は証明書の中に認定範囲外の試験等の結果及び下請負された試験等の結果を含めることを認める場合の条件をこの規定に定める。
- B1.2 認定を受けていない下請負契約者は認定シンボルを使用することはできない。また、申請中の機関も、使用することができない。
- B1.3 認定試験所等が認定シンボルを使用するか否かは任意であるが、報告書又は証明書については使用することが望ましい。
- B1.4 認定シンボルは、認定試験所等が認定登録された名称でのみ使用することができる。
- B1.5 認定試験所等のマークを認定シンボルと併用する場合には、そのマークは認定シンボルとは明らかに異なることが識別できるものでなければならない。
- B1.6 認定シンボルは試験又は校正された製品の上に貼付してはならない。ただし、校正ラベルは除く。

B2. 非認定の試験等の結果

認定試験所等が、認定範囲外の試験等の結果を含む報告書に認定されている旨を表示して発行する場合には、次の事項に適合しなければならない。

- a) 発行される報告書が非認定試験項目を含む場合であって、本協会の認定シンボルを使う場合には、認定シンボル近傍に非認定試験項目を含む旨及びその識別方法を記載し、認定項目と非認定項目を明確にすること。
- b) もし試験結果のすべてが非認定試験によるものである場合には、認定シンボルを使用してはならない。また、その報告書に認定に関するいかなる言及もできない（認定シンボルが印刷されている事務用品も含む）。

B3. 下請負される試験・校正又は臨床検査

認定試験所等は、業務を下請負に出した試験等の結果を認定シンボルの付いた報告書／証明書に含める場合には、少なくとも次の事項を満足しなければならない。

- a) 認定試験所等は、下請負した業務に対して責任があり、顧客に下請負を行う旨の申し出を行い、承認を得ること。
- b) 下請負契約者が発行した報告書の一部を抜き出して報告する場合は、下請負契約者の承認を得ること。
- c) 下請負契約者自身が、認定されていて、上述の a)及び b)に適合している場合には、当該結果は認定試験所等の報告書又は証明書の中に入れても良い。認定試験所等は下請負契約者に対し、自身が認定されている旨を表明している報告書を発行するよう要求すること。

- d) 下請負契約者の試験等の結果が上記 a)及び b)の要求事項に適合している場合には、認定試験所等の報告書／証明書の中に含めてもよいが、本附属書 B2.の要求事項を満足していること。
- e) 上記 c)及び d)の両者の条件において、認定試験所等ほどの試験等の結果が下請負されたものかを明確にし、可能であれば下請負契約者の認定番号及び報告書が識別できる情報を示すこと。
- f) 認定された校正機関は、該当する分野での校正機関としての認定を受けていない下請負で行われた校正の結果を、認定された校正機関としての校正証明書の中に含めてはならない。
- g) 下請負契約者は、必ずしも認定試験所等と同様に本協会から認定を受けている必要はないが、上記の c)に規定した条件は、その下請負契約者を認定した機関が本協会と相互承認又はその旨の取り決めを行っている場合に適用できる。
- h) すべての試験等が非認定の機関に下請負された場合には、認定された組織から発行されるいかなる報告書にも本協会の認定シンボルを使用することはできず、いかなる事務用品等についても認定に関するいかなる表示、言及も行ってはならない。

B4. 意見及び解釈

認定試験所等から報告書／証明書を受領するに当たって、顧客が得られた試験結果を拡大解釈して、特定の用途への適応性、又はその他の見解をサンプル品、バッチ品又は委託品の有用性について追加の注釈を要求する場合がある。

このような意見及び解釈の表明を行うことが認定範囲に含まれていない場合、認定試験所等は認定に言及又は認定シンボルを記載して発行する報告書／証明書に、これらの試験等の結果の解釈及びその他の事項に関する言及が認定範囲には含まれていないこと及び保証していない旨を、明確に表示しなければならない。

これらの表示は、報告書／証明書中の認定シンボル又は認定に関する文言の極く近傍にしなければならない。表示する文言は、例えば、「この報告書に記述されている結果に対する意見及び解釈は、当試験所が認定を受けた範囲外のものである」又は類似の表現。

B5.校正ラベル

認定シンボルを表示して、認定校正された計測器に貼付する校正ラベルには、少なくとも次の事項が含まれていなければならない。

- ・ 認定校正機関名称又は認定番号
- ・ 計測器の識別事項
- ・ 校正日
- ・ 当該校正に関して発行された認定校正証明書への相互参照

B6. 宣伝及び刊行物

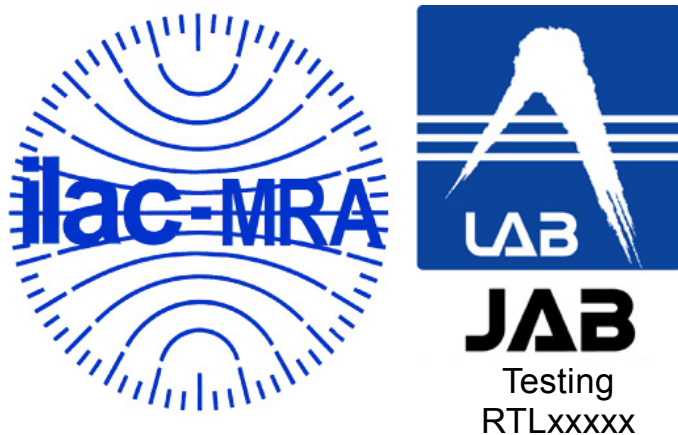
認定を受けた試験所等及び関連会社又は組織が、その試験所等の認定を受けているという地位に関する言及又は本協会の認定シンボルを、刊行物及び宣伝媒体（刊行物と宣伝物品にはパンフレットや広告だけでなく、名刺、技術書簡、業務報告書、身分証明書等を含む。）

に表示する場合には、次の要求事項に適合していなければならない。

- a) 記載内容から解釈される試験又は測定は認定の範囲内のもののみであって、その他のいかなる活動にもその試験所等が関わっているようなこととは解釈できないものであること。言及又は引用においてはどの試験又は測定が認定されているかを明確に識別すること。ただし、下記 e)に従って名刺に認定シンボルを使用する場合は不要とする。
- b) 認定シンボルは、試験又は測定の結果、あるいはそれらの証明又は測定の結果から生じるいかなる意見又は見解に対しても本協会が責任を引き受けたかのごとく印象を与えるいかなる方法でも使用してはならず、又試験又は測定が行われたサンプルあるいは製品を本協会が認めたかのような印象を与えるいかなる方法でも使用しないこと。
- c) 認定シンボルがレターヘッド又は関連する事務用品に印刷された場合には、そのような事務用品は、試験等の結果を報告するためには使用しないこと。
- d) 認定試験所等又はその組織は認定シンボルを使用する場合、いかなる宣伝媒体であっても、その発行前に本協会の承認を求めること。
- e) 名刺に認定シンボルを使用することができるのは、支援部門の要員を含み、認定範囲の業務に従事する者（職員リストに記載されている者）だけに限定すること。

B7.MRA 複合シンボルの使用

- B7.1 認定試験所等は、ILAC相互承認協定署名者による認定の事実を宣伝するために試験報告書、校正証明書及び臨床検査報告書、並びにレターヘッド、見積書、広告・宣伝、インターネット及びその他の文書類にMRA複合シンボルを使用することができる。ただし、名刺には使用できない。MRA複合シンボルは下図による。
- B7.2 MRA 複合シンボルを報告書／証明書に使用する場合は前述の認定番号を併記しなければならない。
- B7.3 MRA 複合シンボルは下図に示すものと同じ縦横比でもって作成しなければならない。
- B7.4 MRA 複合シンボル中の ILAC MRA マークの直径は 20mm 以上でなければならない。但し、本協会を経由して ILAC 事務局の許可を得た場合はこの限りではない。
- B7.5 前 3 項以外に、本規則の関連する規定が当該 MRA 複合シンボルに関しても適用される。
- B7.6 MRA 複合シンボルの使用を希望する認定試験所等は本協会との間で当該シンボルの使用に関するライセンス契約を別途結ぶことが必要である。



- 注 1. 本協会の認定シンボルについては本文中の規定による。
- 2. 本複合シンボルの構成を縦長にすることができる。ただし、この場合本協会の認定シンボルは ILAC-MRA マークの上に配置しなければならない。

図 MRA 複合シンボル (試験所の場合)

附属書 C 検査機関に対する規定

C1. 一般

C1.1 本協会は、認定検査機関が認定された範囲内の検査結果だけの報告書又は証明書に認定シンボルを引用することを認める。また、本協会は、認定検査機関の報告書又は証明書の中に認定範囲外の検査の結果及び下請負契約で行われた検査の結果を含めることを本協会が認める場合の条件をこの規定に定める。

C1.2 検査機関のマークを認定シンボルと併用する場合には、そのマークは認定シンボルとは明らかに異なることが識別できるものでなければならない。また、認定シンボルの位置と大きさ、及び検査機関のマークの位置と大きさとの関係等に配慮しなければならない。

C2. 非認定の検査結果

認定検査機関が、検査機関の認定範囲外の検査結果を含む報告書に認定されている旨を表示して発行する場合には、次の要求事項に適合しなければならない。

- a) 発行される報告書が非認定検査項目を含む場合であって、本協会の認定シンボルを使う場合には、認定シンボル近傍に非認定検査項目を含む旨及びその識別方法を記載し、認定項目と非認定項目を明確にすること。
- b) もし試験結果のすべてが非認定検査によるものである場合には、認定シンボルを使用してはならない。また、その報告書に認定に関するいかなる言及もできない（認定シンボルが印刷されている事務用品も含む）。

C3. 検査の下請負

認定を受けた検査機関が、検査を、組織（そこが認定を受けているいないに関係なく、また同一法人内の他部署を含む）に下請負させた場合で、当該下請負の検査結果に認定シンボルを付けて発行する報告書又は証明書の内を含めたい場合には、最低限、次の基本方針が実行されていなければならない。

- a) 認定を受けた検査機関は、下請負した検査に責任があり、顧客に下請負を行う旨の申し出を行い、承認を得ること。
- b) 下請負された検査機関から発行された報告書の一部を抜き出して報告する旨について、下請負された検査機関の承認を得ること。
- c) 下請負された検査機関自身が、関連する特定の検査について認定されていて、上記 a) 及び b) の要求事項に適合している場合には、当該結果は検査機関の報告書又は証明書の中にも含めても良い。検査機関は下請負検査機関に対し、下請負自身が認定されている旨を付記した報告書を発行するよう要求すること。
- d) 下請負検査機関が、関連する特定の検査について認定を受けていないで、上記 a) 及び b) の要求事項に適合している場合には、検査機関の報告書又は証明書の中にも含めても良い。

- e) 上記 c)及び d)の両者の条件において、検査機関はどの検査の結果が下請負されたものかを示し、可能であれば下請負検査機関の認定番号及び報告書が識別できる情報を示すこと。
- f) 下請負検査機関は、必ずしも検査機関と同様に本協会から認定を受けている必要はないが、上記の c)に規定した条件は、その下請負検査機関を認定した機関が本協会と相互承認又はその旨の取り決めを行っている場合に適用できる。
- g) すべての検査が非認定の機関に下請負された場合には、認定された組織から発行されるいかなる報告書にも本協会の認定シンボルを使用することはできず、いかなる事務用品等についても認定に関するいかなる表示、言及も行ってはならない。

C4. 報告書及び証明書の電送

データ又は報告書が依頼者に電送される場合には、次を満足すること。

- ・ 報告書の様式と内容は、認定に言及する報告書に対するすべての要求事項を満たすこと。
- ・ 発行する場所は報告書の写しを保管し、それが発行されたのと全く同じ状態で再生できるような保管設備を備えていること。
- ・ 報告書の発行に責任を持つ検査機関等の中の部署は、依頼者の構内に電送された報告書の妥当性及び送信側と受信側の場所間で行われる電子データ交換の通信規約(プロトコル)の妥当性を確認する手順を踏むこと。そのような手順には、依頼者の処理能力に対する確認の手順及び、依頼者の構内に電送される報告書に対する総合的な確認の手順が含まれていること。
- ・ 電子式データ交換又は類似の文字ベースの伝送手段で電子伝送されるすべての報告書は、それらが伝送され、受領者によって印刷されたことを明示すること。
- ・ 報告書の発行所の詳細情報、一連番号、署名が報告書に記載されていること、それらによって報告書の最終受領者が報告書の内容を確認できること。

C5. 検査ラベル

C5.1 検査機関は、認定シンボルを含むラベル（以下、「検査ラベル」という）を、認定範囲内において、検査対象物に貼ることができる。その場合、検査機関は使用前に、個別に具体的内容について本協会の承認を得なければならない。

備考：検査ラベルは、製品それ自体が認証されたかのような、又は認定機関が製品を保証したかのような誤解を与えるものであってはならない。

C5.2 検査ラベルは次の事項をすべて含まなければならない。

- a) 認定された検査機関名称及び／又は認定番号
- b) 検査対象物の識別
- c) 検査年月日
- d) 検査機関が発行する検査報告書（検査証明書）への参照

備考：検査ラベルは、検査機関のマークを含んでもよい。

C6. 宣伝及び刊行物

認定を受けた検査機関及び検査機関がその一部を形成する組織が、その検査機関の認定を受けているという地位に関する言及又は本協会の認定シンボルを、刊行物及び宣伝媒体（刊行物と宣伝物品にはパンフレットや広告だけでなく、ウェブサイト、名刺、技術書簡、業務報告書、身分証明書等を含む。）に表示する場合には、次の要求事項に適合すること。

なお、検査機関又は検査機関がその一部を形成する組織は認定シンボルを使用する場合、いかなる宣伝媒体であっても、その発行前に本協会の承認を得ること。

- a) 記載内容から解釈される検査は認定の範囲内のもののみであって、その他のいかなる活動にもその検査機関が関わっているようなこととは解釈できないものであること。言及又は引用においてはどの検査が認定されているかが明確に識別できること。ただし、下記 e) に従って名刺に認定シンボルを使用する場合は不要とする。
- b) 認定シンボル又は認定に関わる言及を、検査サンプル、製品（又はその部分）に直接貼付する場合は、製品それ自体が認証されたかのような暗示の可能性のある方法で使用しないこと。
- c) 認定シンボルは、検査の結果、あるいはそれらの証明又は測定の結果から生じるいかなる意見又は見解に対しても本協会が責任を引き受けたかのごとく的印象を与えるいかなる方法でも使用してはならず、又検査が行われたサンプルあるいは製品を本協会が認めたかのような印象を与えるいかなる方法でも使用しないこと。
- d) 認定シンボルがレターヘッド又は関連する事務用品に印刷された場合には、そのような事務用品は、検査結果を報告するためには使用しないこと。
- e) 名刺に認定シンボルを使用する場合は、支援部門の要員を含み、認定範囲の業務に従事する者（職員リストに記載されている者）のみに使用できるものとする。

附属書 D 温室効果ガス妥当性確認・検証機関に対する規定

D1. 一般

D1.1 本協会は、認定された妥当性確認・検証機関が認定された範囲内の認定結果だけの報告書又は証明書に認定シンボルを引用することを認める。また、本協会は、認定された温室効果ガス妥当性確認・検証機関の報告書又は証明書の中に認定範囲外の妥当性確認・検証の結果及び下請負契約で行われた妥当性確認・検証の結果を含めることを本協会が認める場合の条件をこの規定に定める。

D1.2 妥当性確認・検証機関のマークを認定シンボルと併用する場合には、そのマークは認定シンボルとは明らかに異なることが識別できるものでなければならない。また、認定シンボルの位置と大きさ、及び妥当性確認・検証機関のマークの位置と大きさとの関係等に配慮しなければならない。

D2. 非認定の妥当性確認・検証結果

認定された温室効果ガス妥当性確認・検証機関が、機関の認定範囲外の妥当性確認・検証結果を含む報告書に認定されている旨を表示して発行する場合には、次の要求事項に適合しなければならない。

- a) 発行される報告書が非認定の妥当性確認・検証項目を含む場合であって、本協会の認定シンボルを使う場合には、認定シンボル近傍に非認定の妥当性確認・検証項目を含む旨及びその識別方法を記載し、認定項目と非認定項目を明確にすること。
- b) もしそれらの結果のすべてが非認定の妥当性確認・検証によるものである場合には、認定シンボルを使用してはならない。また、その報告書に認定に関するいかなる言及もできない（認定シンボルが印刷されている事務用品も含む）。

D3. 報告書及び証明書の電送

データ又は報告書が依頼者に電送される場合には、次を満足すること。

- ・ 報告書の様式と内容は、認定に言及する報告書に対するすべての要求事項を満たすこと。
- ・ 発行する場所は報告書の写しを保管し、それが発行されたのと全く同じ状態で再生できるような保管設備を備えていること。
- ・ 報告書の発行に責任を持つ妥当性確認・検証機関等の中の部署は、依頼者の構内に電送された報告書の妥当性及び送信側と受信側の場所間で行われる電子データ交換の通信規約(プロトコル)の妥当性を確認する手順を踏むこと。そのような手順には、依頼者の処理能力に対する確認の手順及び、依頼者の構内に電送される報告書に対する総合的な確認の手順が含まれていること。
- ・ 電子式データ交換又は類似の文字ベースの伝送手段で電子伝送されるすべての報告書は、それらが伝送され、受領者によって印刷されたことを明示すること。
- ・ 報告書の発行所の詳細情報、一連番号、署名が報告書に記載されていること、そ

れらによって報告書の最終受領者が報告書の内容を確認できること。

D4. 妥当性確認・検証ラベル

- D4.1 妥当性確認・検証機関は、認定シンボルを含むラベル（以下、「妥当性確認・検証ラベル」という）を、認定範囲内において、対象物に貼ることができる。その場合、妥当性確認・検証機関は使用前に、個別に具体的内容について本協会の承認を得なければならない。

備考：妥当性確認・検証ラベルは、排出量及び削減量それ自体が認定されたかのような、又は認定機関が排出量及び削減量を保証したかのような誤解を与えるものであってはならない。

- D4.2 妥当性確認・検証ラベルは次の事項をすべて含まなければならない。

- a) 認定された機関名称及び／又は認定番号
- b) 対象物の識別
- c) 妥当性確認・検証年月日
- d) 妥当性確認・検証機関が発行する妥当性確認・検証報告書への参照

備考：妥当性確認・検証ラベルは、機関のマークを含んでもよい。

D5. 宣伝及び刊行物

認定を受けた妥当性確認・検証機関及び機関がその一部を形成する組織が、その機関の認定を受けているという地位に関する言及又は本協会の認定シンボルを、刊行物及び宣伝媒体（刊行物と宣伝物品にはパンフレットや広告だけでなく、ウェブサイト、名刺、技術書簡、業務報告書、身分証明書等を含む。）に表示する場合には、次の要求事項に適合すること。

なお、妥当性確認・検証機関又は機関がその一部を形成する組織は認定シンボルを使用する場合、いかなる宣伝媒体であっても、その発行前に本協会の承認を得ること。

- a) 記載内容から解釈される妥当性確認・検証は認定の範囲内のもののみであって、その他のいかなる活動にもその妥当性確認・検証機関が関わっているようなこととは解釈できないものであること。言及又は引用においてはどの妥当性確認・検証が認定されているかが明確に識別できること。ただし、下記 e) に従って名刺に認定シンボルを使用する場合は不要とする。
- b) 認定シンボル又は認定に関わる言及を、妥当性確認・検証サンプル、製品（又はその部分）に直接貼付する場合は、妥当性確認・検証それ自体が認定されたかのような暗示の可能性のある方法で使用しないこと。
- c) 認定シンボルは、妥当性確認・検証の結果、あるいはそれらの証明又は測定の結果から生じるいかなる意見又は見解に対しても本協会が責任を引き受けたかのごとく印象を与えるいかなる方法でも使用してはならず、又妥当性確認・検証が

行われたサンプルあるいは妥当性確認・検証の声明書を本協会が認めたかのような印象を与えるいかなる方法でも使用しないこと。

- d) 認定シンボルがレターヘッド又は関連する事務用品に印刷された場合には、そのような事務用品は、妥当性確認・検証結果を報告するためには使用しないこと。
- e) 名刺に認定シンボルを使用する場合は、認定登録を受けた対象範囲に従事する者のみに使用できるものとする。

附属書E 標準物質生産者に対する規定

E1. 一 般

- E1.1 本協会は、認定標準物質生産者が認定範囲内の標準物質だけの認証書に認定シンボルを引用することを認める。また、認定標準物質生産者の認証書の中に認定範囲外の標準物質の結果を含めることを認める場合の条件をこの規定に定める。
- E1.2 下請負契約者は認定を受けていないので、認定シンボルを使用することはできない。また、申請中の機関も、使用することができない。
- E1.3 認定標準物質生産者が認定シンボルを使用するか否かは任意であるが、認証書については使用することが望ましい。
- E1.4 認定シンボルは、認定標準物質生産者が認定登録された名称でのみ使用することができる。
- E1.5 標準物質生産者のマークを認定シンボルと併用する場合には、そのマークは認定シンボルとは明らかに異なることが識別できるものでなければならない。また、認定シンボルの位置と大きさ、及び標準物質生産者のマークの位置と大きさとの関係等に配慮しなければならない。
- E1.6 認定シンボルは標準物質の上に貼付してはならない。

E2. 非認定の標準物質の生産結果

認定標準物質生産者が、認定範囲外の標準物質の生産結果を含む認証書に認定されている旨を表示して発行する場合には、次の事項に適合しなければならない。

- a) 発行される認証書が非認定項目を含む場合であって、本協会の認定シンボルを使う場合には、認定シンボル近傍に非認定項目を含む旨及びその識別方法を記載し、認定項目と非認定項目を明確にすること。
- b) もし標準物質の生産結果のすべてが認定対象外である場合には、認定シンボルを使用してはならない。また、その認証書に認定に関するいかなる言及もできない（認定シンボルが印刷されている事務用品も含む）。

E3. 認証ラベル

- E3.1 認定標準物質生産者は、認証書を発行した場合に限り、容器等に添付することを目的とした認定シンボルを含むラベル（以下、「認証ラベル」という）を発行することができる。その場合、標準物質生産者は使用前に、個別に具体的内容について本協会の承認を得なければならない。

備考：認証ラベルは、製品それ自体が認証されたかのような、又は認定機関が製品を保証したかのような誤解を与えるものであってはならない。

- E3.2 認証ラベルは次の事項をすべて含まなければならない。

- a) 認定された標準物質生産者の名称及び／又は認定番号

- b) 標準物質の名称
- c) 標準物質の識別記号
- d) バッチ番号
- e) 関連する健康及び安全の警告
- f) 標準物質生産者が発行する認証書への参照

備考：認証ラベルは、標準物質生産者のマークを含んでもよい。

E 4. 宣伝及び刊行物

認定を受けた標準物質生産者又は標準物質生産者その一部を形成する組織が、その標準物質生産者の認定を受けているという地位に関する言及又は本協会の認定シンボルを、刊行物及び宣伝媒体（刊行物と宣伝物品にはパンフレットや広告だけでなく、名刺、技術書簡、業務報告書、身分証明書等を含む。）に表示する場合には、次の要求事項に適合していなければならない。

- a) 記載内容から解釈される標準物質は認定の範囲内のもののみであって、その他のいかなる活動にもその標準物質生産者が関わっているようなこととは解釈できないものであること。言及又は引用においてはどの標準物質が認定されているかを明確に識別すること。ただし、下記 e) に従って名刺に認定シンボルを使用する場合は不要とする。
- b) 認定シンボルは、標準物質の生産結果、あるいはそれらの証明又は測定の結果から生じるいかなる意見又は見解に対しても本協会が責任を引き受けたかのごとく印象を与えるいかなる方法でも使用してはならず、又標準物質を本協会が認めたかのような印象を与えるいかなる方法でも使用しないこと。
- c) 認定シンボルがレターヘッド又は関連する事務用品に印刷された場合には、そのような事務用品は、標準物質の生産結果を報告するためには使用しないこと。
- d) 認定標準物質生産者又はその組織は認定シンボルを使用する場合、いかなる宣伝媒体であっても、その発行前に本協会の承認を求めること。
- e) 名刺に認定シンボルを使用する場合は、支援部門の要員を含み、認定範囲の業務に従事する者（職員リストに記載されている者）のみに使用できるものとする。

附属書F IAF MLA マーク使用に関する規定

この附属書は、IAF ML2:2011 General Principles on the use of the IAF MLA Mark Issue 2 に準拠し、作成したものである。

この附属書の規定に対応する IAF ML2 の条項番号は、【 】で囲んで表示している。

F1. IAF は、IAF 多角的相互承認協定マーク（以下、「IAF MLA マーク」という）として特定された商標の所有者である。

IAF MLA マークとして知られている IAF 多国間相互承認協定マークは次のとおり。



F2. 本協会が IAF 多国間相互承認協定に基づき承認を受けた認証プログラムについて、本協会より認定された機関（以下、「認証機関」という）は、以下の条件及び条項に従い、IAF MLA マークを使用することができる。ただし、認証機関は、顧客に IAF MLA マークを使用させてはならない。

a) 認証機関は、IAF MLA マークを、本協会が加盟する IAF MLA の分野内において、本協会の認定シンボルと併せた場合にのみ使用することができる。いかなる状況においても、IAF MLA マークを、それ単独で使用してはならない。

使用例



b) IAF MLA マークは、本協会から取り寄せた、許可された清刷（印刷物用及びウェブサイト用清刷）を複製し、また、次の仕様に従って印刷する。

i) 黒、白又は Pantone2747（ダークブルー）及び Pantone299（ライトブルー）。

ii) 明確な対比のある背景。

iii) IAF MLA マークのすべての文字が明瞭に判別できる大きさであり、IAF MLA マークの幅は、20 ミリメートル未満としない。

iv) IAF MLA マークを印刷物に使用する場合は、本協会から取り寄せた印刷物用清

- 刷を使用し、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷を使用しなければならない。
- v) IAF MLA マークの清刷の保存形式及び解像度(pixel/inch)は、本協会から取り寄せた際の状態を維持し、他の保存形式に変更したり、本協会から取り寄せた際の解像度より低めてはならない。
- c) 提案された許可用途は、非排他的である。
- d) 認証機関に与えられる IAF MLA マークの使用許可は、譲渡できない。
- e) 認証機関は、IAF MLA マークを、前刷りレターヘッド、認定された認証文書、業務見積書、宣伝資料、ウェブサイト、及びその他文書に使用できる。ただし、製品認証機関は認定された認証文書に IAF MLA マークを使用することはできない。
なお、名刺に使用する場合は、本協会により認定を受け、かつ、IAF MLA の下で承認されている認定範囲内プログラムの対象範囲業務に従事する者のみが使用できるものとする。複合マークは、製品上に、又は、製品と併せて使用してはならない。
注：IAF MLA マーク及び本協会の認定シンボルが隣り合っていることを示す図は単なる例であり、それらが認証文書においてどのように表現されるべきかを特定することを意図していない。その意図は、IAF MLA マークが本協会の認定シンボルと「一緒」に使われていることであり、本協会の認定シンボルの下に、又は認証文書のどこか、認証機関にとって都合が良いよう位置付けられて良い。
- f) 本協会の認定シンボル及び認証機関の名称又はロゴが同一の表示ページ上にあり、また、すべてがほぼ同一の大きさでない限り認証機関が、IAF MLA マークを文書上に使用してはならない。
注：文書は、その書式、媒体の形態又は種類を問わない。
- g) 認証機関は、IAF MLA マークを、いつでも、また、その都度、本協会又は IAF が、提供する指示、条件、品質基準、及び IAF MLA マーク仕様に、厳密に沿って、使用する。
- h) 認証機関は、IAF MLA マークの用途の見本を本協会又は IAF が要請した場合、本協会又は IAF に提供する。
- i) 認証機関は、IAF MLA マークを、製品の適合性を示していると解釈され得る、又は、認証機関の認証を受けた組織が、製品の適合性を示していると解釈されることを許す方法で、製品上に使用してはならない。
- j) 認証機関は、認証を受けた又は登録された製品、サービス、又は認証機関によって登録されているシステムを、IAF が承認していることを示唆するような、いかなる方法においても、IAF MLA マークを使用しない。

- k) 認証機関は、IAF MLA マークの使用を管理するため、及び、自ら又はその認証された組織が、誤った言及、又は誤解を招く使用を予防するために、監視し、適切な処置を取る。
- l) 認証機関は、自らが、IAF MLA マークの所有権、権利、又は権益を一切有していないことを認め、合意する。
- m) 認証機関は、IAF の IAF MLA マークにおける権利を確保又は保護する目的において、本協会及び／又は IAF に、全面的かつ誠意をもって協力することに合意する。
- n) 認証機関は、更に、IAF MLA マークについての IAF の所有権、権利、又は権益に、直接的又は間接的に、異議を申し入れないことに、合意する。
- F3.** 認証機関は、前刷りレターヘッド、認定された認証文書、業務見積書、宣伝資料及びその他文書等の印刷物及びウェブサイト作成を、下請負業者に下請負させる場合、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供し、本附属書 F2.b) を遵守した上で、当該清刷の複製を使用することを要求しなければならない。ただし、認証機関は、本附属書 F2.e) 以外の目的で他者に清刷又は清刷の複製を提供してはならない。
- F4.** 清刷の管理
- a) 認証機関は、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行わなければならない。
- b) 認証機関は、印刷物・ウェブサイトを作成している下請負業者に、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供した場合、当該清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うことを要求しなければならない。
- c) 認証機関は、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、本協会が要求した場合は、提示しなければならない。
- F5.** 認証機関が IAF MLA マークの使用を終了しなければならない場合は次のとおりである。
- a) 当事者間の合意により、いつ何時でも。
- b) 本附属書の条件が満足されていない場合は、本協会により、いつ何時でも。
- c) 本協会が、認証機関の認定を取消した場合は、即座に。
- d) 本協会の IAF MLA 加盟機関の資格、又は IAF 加盟機関の資格が、終了した場合は、即座に。
- e) IAF と本協会との間の IAF MLA マークの使用に関する契約が、終了した場合は、即座に。
- f) 本協会の、認証機関への正式な事前通告による。又は、

g)IAF の、認証機関への正式な事前通告による。

F6. 認定契約終了後の処置

a)認定契約終了後においては、その終了原因を問わず、認証機関は、IAF MLA マークを使用しない。また、この場合、当該認証機関は、認定契約終了時点において IAF MLA マークを使用した、すべての文書等を本協会の指示に従い廃棄し、かつ、当該廃棄を完了した旨の証明書を本協会に提出する。これには、IAF MLA マークを使用した、組織に発行した認証文書の回収と廃棄を含む。さらに、当該認証機関がウェブサイトにて IAF MLA マークを使用している場合は、当該 IAF MLA マーク部分を削除しなければならない。

b)認証機関は、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷を、認定契約終了後速やかに、復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。

c)認証機関が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、本協会から取り寄せた IAF MLA マークの清刷の複製を提供した場合、認定契約終了後速やかに、当該下請負業者に、当該清刷の複製を復帰し得ない形で完全に消去するよう要求しなければならない。

d)本項の義務は認定契約終了後も存続するものとする。

F7. 認証機関は、認証機関による認定契約の違反又は不履行から生じるすべての苦情、負債、要求、訴訟手続き、訴因、損失及び実費（発生した訴訟に関わる手数料を含む）について、本協会を含む IAF、その理事、役員、従業員、及び権限を与えられた代表者に保証し、保護する。

附則

附則 1. 2012年3月31日までは、4.3の図3に規定された認定シンボルによらずに次の認定シンボルを使用することもできる。

a)試験所の場合

認定プログラム略号の「Testing」を「Lab Accreditation」と書き換えた認定シンボル

b)校正機関の場合

認定プログラム略号の「Calibration」を「Lab Accreditation」と書き換えた認定シンボル

c)臨床検査室の場合

認定プログラム略号の「Medical」を「Lab Accreditation」と書き換えた認定シンボル

d)検査機関の場合

認定プログラム略号として「IB Accreditation」を表示した認定シンボル

附則 2. 本文書（第13版）は2011年10月1日から適用する。

ただし、次の機関に対しては2011年10月1日以降に立案する審査から適用する。

- ・ 認証機関
- ・ 温室効果ガス妥当性確認・検証機関

様式番号 JAB NF18 REV.0

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	初版発行			
		1993-11-01		
2-12	省略			
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.1 引用文書に、IAF ML2:2011を追加 ・ 3.3項 表1に標準物質生産者の認定番号表記、認定プログラム略称を追加 ・ 4.1項において、認定プログラム略称を表示しなくてよいものに「温室効果ガス妥当性確認・検証機関」を追加 ・ 附属書Eとして、「標準物質生産者に対する規定」を追加、挿入。 ・ 従来of附属書E「IAF MLA マーク使用に関する規定」を附属書Fに変更し、序文追加 ・ 附属書F F2.e)項にただし書きとして、「ただし、製品認証機関は認定された認証文書にIAF MLAマークを使用することはできない。」を追加・ 	2011-10-01	CSマネージャー 広報	事務局長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F
Tel. 03-3442-1210 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。